

# 放射線情報まとめニュース ライフ\*とみおか



## Topics

特定復興再生拠点区域の解除に向けた  
**除染検証委員会の報告書について**

P1-5

特定復興再生拠点区域における外縁部  
および点拠点、線拠点について

P6

## Contents

P7-8／長崎大学のリスコミ！ P9-10／なぜなに？放射線情報まとめサイト

Cover photo／ライトアップされた桜の開花基準木（2022年4月撮影）

特定復興再生拠点区域内で雄々しく咲く、明るく照らされた基準木を撮影。

# 特定復興再生拠点区域の解除に向けた 除染検証委員会の報告書 について

## 除染検証委員会

町は、町内で環境省が実施した除染事業について、専門的見地から除染結果の分析・検証を行うため、有識者で構成される「除染検証委員会」を設置しています。

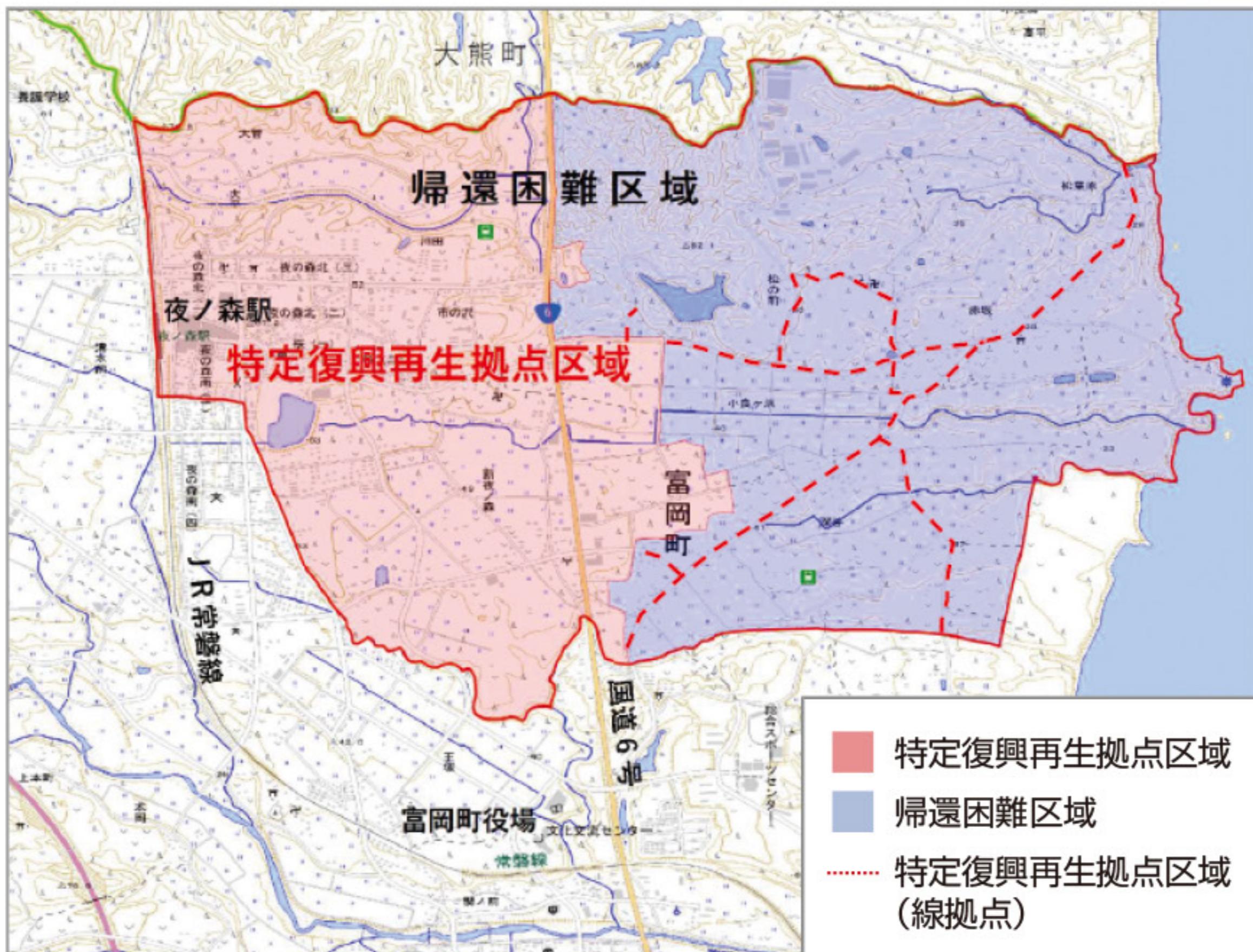


町では、特定復興再生拠点区域(以下、拠点区域)の今年春に予定されている避難指示解除に向けて、国による除染を含む建物解体、町による道路・上下水道等のインフラ復旧を一体的に進めています。

また、拠点区域内のJR夜ノ森駅周辺のエリアは、令和2年3月に避難指示の先行解除が行われ、令和4年1月26日には、拠点区域全域の立入規制が緩和されました。

今回は、拠点区域の生活環境の回復について、除染効果の検証結果をとりまとめた報告書より抜粋してご紹介します。(生活環境課)

### ◆富岡町特定復興再生拠点区域



※赤点線については特定復興再生拠点区域における「線拠点」となっており、今後の除染、避難指示解除を予定。







# 総評

## ■ 今後の除染における課題

### ○事後モニタリングの継続

除染済みの土地であっても、事後モニタリングを継続して実施していくことで、見落とされた線量の低減が十分でない箇所や、ウェザリング等により上昇した箇所等の把握に努めるべきです。特に、台風や大雨などの被害により、土地の形状等にも影響が及ぶ場合には、放射線量の変化が懸念されるため、モニタリングを実施することが必要です。



### ○未除染地の継続的な除染

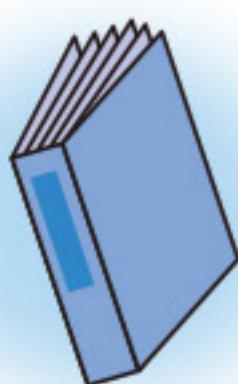
土地所有者の意向、相続等の問題により、未だに除染が実施できていない土地があることから、今後も継続して除染が実施できるように働きかけ、拠点区域内全域の除染を目指す必要があります。

### ○さらなる除染の実施(フォローアップ除染の継続)

宅地などの生活圏は、今後帰還する町民が生活する中心となるため、必要に応じた追加除染やリスクコミュニケーション活動など、個別の状況に応じた丁寧な対応が必要です。

特に、森林については、除染関係ガイドラインに基づき堆積物の除去を実施していますが、土壤に残留する放射性物質が空間線量率に影響を与えることが確認されています。生活圏への影響が懸念される場所において、更なる空間線量率の低減のためには、土壤の剥ぎ取り等が必要となりますが、土砂の流出、植生や樹木への影響を考慮する必要があります。

また、土壤に含まれる放射性物質は山菜等にも影響を与えているため、専門機関と協力し、対応を検討していくことが望まれます。



### ○除染記録の保持

これまでの除染によって得られた記録が失われないよう保持し、今後の除染において同じ問題を繰り返さないよう、効果的に活用するとともに、後年になってもどのような除染が行われたか把握できるようにしておくべきです。

### ○継続的な除染の実施

震災後12年が経過しようとする中、小良ヶ浜・深谷地区については、いまだに本格的な除染が実施されていない状態にあります。当地区については、2020年代をかけて帰還を希望する町民が戻れるよう、避難指示解除を進めるとの政府方針が決定されていることから、環境省においては、これまで実施した除染における課題に対応してきた経験を、両地区の速やかな除染と避難指示解除に向けて活用していくべきと考えます。

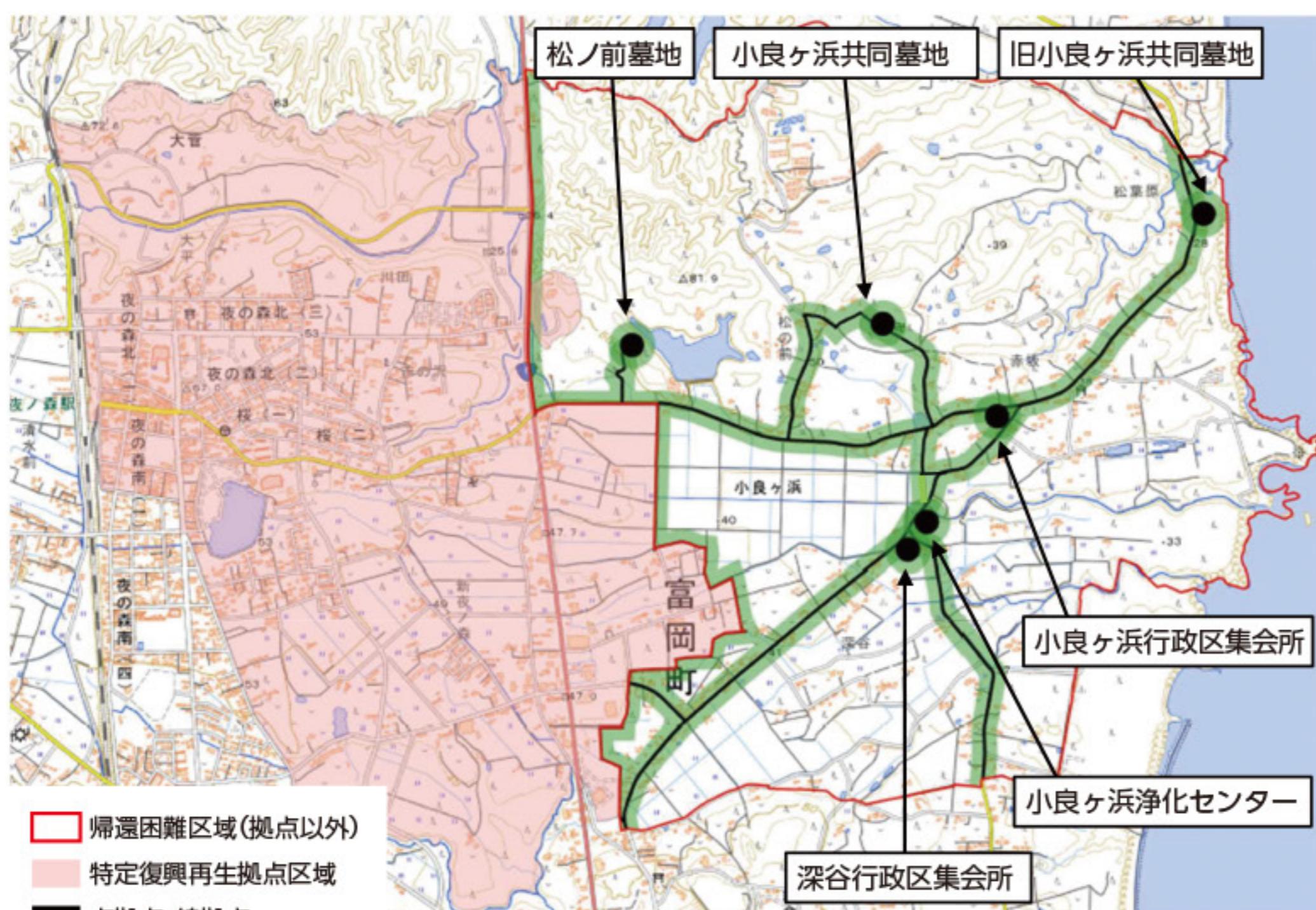
さらに、国が長期目標としている「追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること」を達成するために、一度除染が完了した場所でも必要に応じ適宜除染が継続されるように注視し、要望していく必要があります。



# 特定復興再生拠点区域における外縁部および点拠点、線拠点について

特定復興再生拠点区域(以下、拠点区域)の外縁部、点拠点や線拠点、拠点区域以外の帰還困難区域の除染について、第24回除染検証委員会の内容からご紹介します。

## ■特定復興再生拠点区域及び外縁位置図



■ 外縁除染範囲  
(仮置場除く)

原則として特定復興再生拠点から、宅地・農地は20m範囲内にある一筆を除染、森林・道路は最大20mの範囲を除染。



※第24回除染検証委員会 外縁位置図(資料4-1)より

## ●点・線拠点の考え方(復興庁)

点拠点は、墓地や集会場などを対象としており、居住はしないのですが人が集まることができる場所として、拠点区域の対象にしています。そこへのアクセス道路を線拠点としており、墓地や集会所に行けるようにするための道路を線拠点としています。点・線拠点の避難指示は解除になりますが、道路外縁の住宅や宅地の避難指示を解除するわけではなく、お墓参りなどを目的としています。

## ●帰還困難区域における点・線拠点以外の除染について(復興庁)

帰還を希望される方がいた場合には、意向確認をしながら、希望される方が帰還できるように、早ければ2024年度から除染することになっています。これまでの面的な進め方では、時間がかかってしまうため、戻りたいという方の希望に応えながら順番に進めていく予定です。富岡町の場合、仮置き場もありますので、帰還困難区域全体の解除について、いろいろな視点・観点から検討を重ねてまいります。

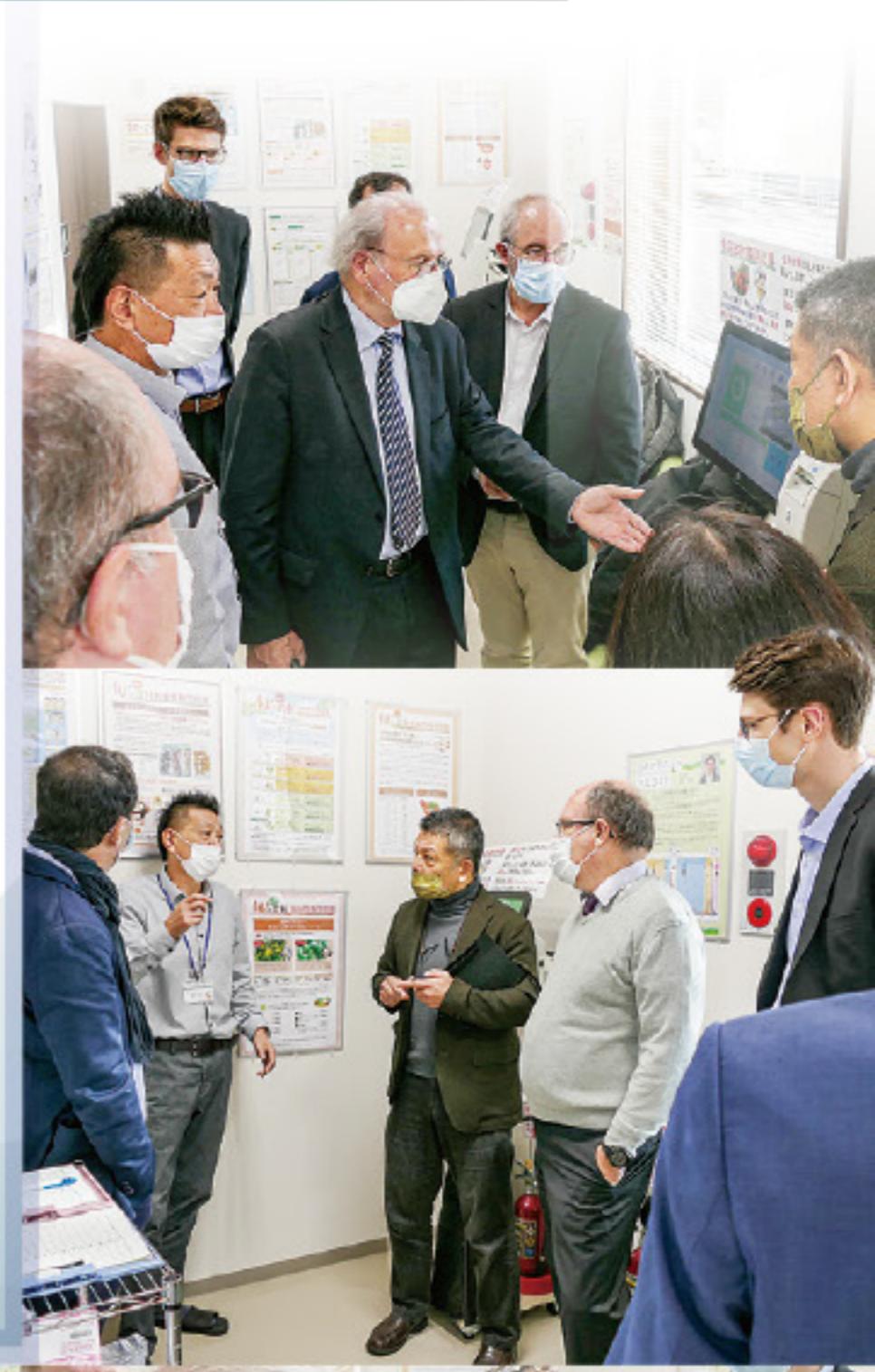
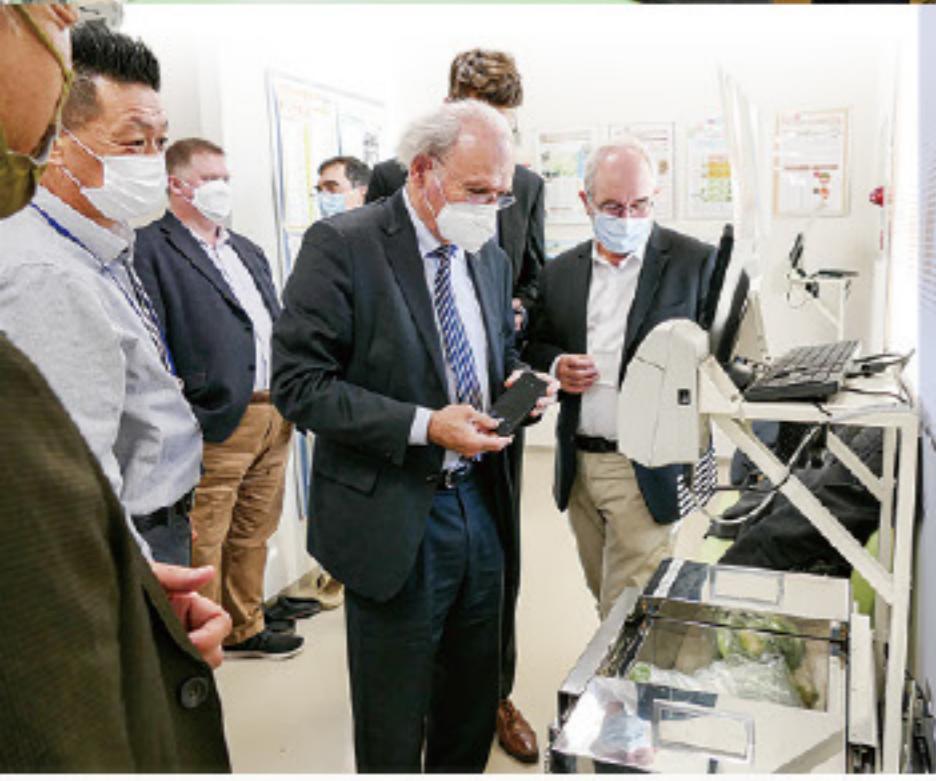
※第24回除染検証委員会 議事要旨より要約





# 国際機関の専門家が富岡町食品検査所を見学

11月24日、国際原子力機関(IAEA)や国際放射線防護委員会(ICRP)など、世界の原子力災害や放射線防護体制のガイドライン作成に関わる国際機関の専門家が、長崎大学で主催する「災害・被ばく医療科学国際セミナー(2022年11月21日～25日)」の一環として食品検査所を訪れ、業務内容や測定機器の説明、町内産食品類の最近の状況に関する説明を受けました。



## ライフ\*とみおか

発行・編集 富岡町役場 健康づくり課

〒979-1192 富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1  
TEL.0240-22-2111

とみおか放射線情報まとめサイト  
<https://tomioka-radiation.jp/>



20